

1. 平成30年度の公費について（拡充分の全体像）

○財政調整機能の強化

（財政調整交付金の実質的増額）
【800億円程度】

- ＜普調＞【300億円程度】
- ＜暫定措置（都道府県分）＞【300億円程度】
 - ・追加激変緩和（都道府県間の公平性に十分配慮しつつ配分）
- ※予算額は徐々に減少させるものとする。減少相当額の取扱いは、政令上、普調と特調の配分について7：2が原則とされていることも踏まえつつ、改革の円滑な施行の観点も含め検討（「財政調整機能の強化」の総額（800億円程度）は将来にわたり維持する）
- ＜特調（都道府県分）＞【100億円程度】
 - ・子どもの被保険者【100億円程度】（既存分と合わせ200程度）
- ※平均以下の子ども被保険者数を交付対象に追加。市町村の過去の交付実績及び子ども被保険者数に着目した再配分を行うことを基本とする
- ＜特調（市町村分）＞【100億円程度】
 - ・精神疾患【70億円程度】（既存分と合わせ200程度）
 - ・非自発的失業【30億円程度】（既存分と合わせ70程度）

○保険者努力支援制度

…医療費の適正化に向けた取組等に対する支援
【800億円程度】

- ＜都道府県分＞【500億円程度】
 - ・医療費適正化の取組状況（都道府県平均）【200億円程度】
 - ・医療費水準に着目した評価【150億円程度】
 - ・各都道府県の医療費適正化等に関する取組の実施状況【150億円程度】
- ※改革施行後の医療費適正化の取組状況を見つつ、アウトカム評価の比重を高めていくものとする
- ＜市町村分＞【300億円程度 ※別途、特調より200億円程度追加】
 - ・前倒し実施分（一部指標を発展）
 - ・事務等の適正化に係る指標
- ※都道府県単位化の趣旨を踏まえ、改革施行後の状況を見つつ、徐々に都道府県分重視の仕組みに見直していくことを検討

※特別高額医療費共同事業への国庫補助の拡充に数十億円程度を確保
 ※平成31年度以降の公費の在り方については、施行状況を踏まえ、地方団体と十分に協議を行った上で決定するものとする